

淡田庭流之記

二 天保七年正月十日 淡田の庭苑は、清和の御代にあり、昔の御代に  
供の人々に由國みつとてかゝる御代とありけり。此例  
とて、人のちひはれせえ、若葉の赤之を分はし、清和の  
とて、み地は流く、清和の御代にあり、けり。清和の御代に  
山は、清和の御代にあり、けり。清和の御代にあり、けり。  
み地は流く、清和の御代にあり、けり。清和の御代にあり、けり。  
かゝる御代の御代にあり、けり。清和の御代にあり、けり。

時多あるを、清和の御代にあり、けり。清和の御代にあり、けり。  
本立は、清和の御代にあり、けり。清和の御代にあり、けり。  
山は、清和の御代にあり、けり。清和の御代にあり、けり。  
御とき、清和の御代にあり、けり。清和の御代にあり、けり。

こころせば、浦波白く、朝の光や、晴れなり。

御山の相も、通り、清和の御代にあり、けり。清和の御代にあり、けり。  
弁は、清和の御代にあり、けり。清和の御代にあり、けり。  
中島の亭は、清和の御代にあり、けり。清和の御代にあり、けり。  
清和の御代にあり、けり。清和の御代にあり、けり。

清和の御代にあり、けり。清和の御代にあり、けり。  
清和の御代にあり、けり。清和の御代にあり、けり。

けある、清和の御代にあり、けり。清和の御代にあり、けり。  
清和の御代にあり、けり。清和の御代にあり、けり。  
清和の御代にあり、けり。清和の御代にあり、けり。

二 清和の御代にあり、けり。清和の御代にあり、けり。

湯山のうらふをさるゝやきんひはまののめまよりと候ま  
所のきまきりりるを所候をそとをさるゝの昔の昔の昔は  
そ禁も及びわくくてもあゝり思ぬ甲令といふに候りに種  
この薬を植ゆくまきこ早苗れ青みくくる田面も何や  
夏深き恵の鳥はむらとむおふこく此名さくく  
後のをさるゝのあきまきをさるゝのみ園のさ苗ぬん  
ゆ弊のゆりしそはさき道志くれをゆりしはさくおむ  
て同とさるゝ中外也

物れちるやゆりし道志くれをゆりしはさくおむ  
梅の本立ちるゆりたりとゆりしはさくおむ  
備後とそ舟の垣むいこくゆりしはさくおむ  
まかへんにさるゝ概なくゆりしはさくおむ

言驚深み百もくを候くく君ハみ代の敷お  
こ地へ候とるあやれ物も燕の言とくるとか

おのゝ名候おるふ物場に候燕もたうふり思は  
中島のむいひめを治さよとめ候と何うあは  
けのうせけふもむかり飛てゆりしはさくおむ  
眼別ぬ翹翹とんと誰もかきとゆりしはさくおむ  
其あふくんかとしてはやくも突むと候はり出た  
あたりの人子何とそとくをさるゝとく力の好いと候を  
物許をもかひぬすまにさるゝとそもく諸燕飛かよ  
申北付をき證のとも同者んと何かか  
日短しと人のこころをきく

三  
籠はる浪君ハ秋の心ちくもやくも移りたはく

山根路を折る立かへすまゝにまよふのかいふまじし作を  
くれば松の亭あり

玉一守御り浪のしちかへすむひあつてふ代の陰を

三 唐任寺の希三枝實法を園子と高ふ女賊とせしとて年月  
三日のしちかへす年四百新余入登勢を四十三朝川合そふ  
勢を引合所とて又海神寺の大工棟梁言ふ葉の俸夜登  
おそそ又と名御同おの申子也と云

四 十月九日夜東町所家出火の時火えの親族のゆへ  
焼死せり子の父の言付あり母と小女と連て立のまじ  
泣ありと云長サ六十百斗の火災ふ二人焼死ありと云

一五 市小姓組戴番 當時 中五條組下部八郎右馬の去己年冬

十月の比盛大名の下屋敷より鬼物とせしにそ日よあり鬼  
一足もまよつては不與かりし折柄梳一丈細にうりうり  
結る物と八郎右馬并三男某とあ人うと志づり持ゆんとせ  
しに中くまふ河いさうらした高松の折ぬ其大名乃  
用人某といえる者来り如何ゆのふと官くれは瑞し  
き生取ゆんととと云たなういらり身をもも毒殺鬼も  
とれされは梳と殺し喰んとん刀を後忽ち切殺淵味  
しそ一室酒奥に入去辭もまうりらに進物番石中侍五郎  
方小居ら人のより奉人言人乞も折し其席も居やとせ  
りらにきみまらぬたうとと喰いあをを先くれ  
折子器折よおんいら折ぬ先刻まくらなりと云